

**(仮称)長崎市立図書館整備運営事業
実施方針**

平成 16 年 7 月 2 日

長崎市

目次

1 . 特定事業の選定に関する事項	2
(1) 事業内容に関する事項	2
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項	6
2 . 事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1) 事業者選定の方法	7
(2) 選定の手順及びスケジュール	7
(3) 応募手続き等	8
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件	11
(5) 審査及び選定に関する事項	12
(6) 審査結果及び評価の公表方法	13
(7) 提出書類の取扱い	13
3 . 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	14
(2) 提供されるサービス水準	14
(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項	14
(4) 市による事業の実施状況の監視	14
4 . 立地並びに規模及び配置に関する事項	16
(1) 施設の概要	16
(2) 施設の立地条件	16
(3) 土地に関する事項	17
5 . 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
6 . 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	18
7 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	18
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	18
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	18
(3) その他の支援に関する事項	19
8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
(1) 議会の議決	19
(2) 情報公開及び情報提供	19
(3) 入札に伴う費用負担	19
様式 1	実施方針等に関する質問書
様式 2	実施方針等に関する意見書
添付資料 1	リスク分担表(案)
添付資料 2	サービス料の支払について(案)(別途公表する。)
別添資料 1	(仮称)長崎市立図書館運営方針
別添資料 2	設計・建設業務要求水準書(案)
別添資料 3	維持管理業務要求水準書(案)
別添資料 4	図書館運営業務要求水準書(案)

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

(仮称)長崎市立図書館整備運営事業

2) 事業に供される公共施設の種類

以下の機能より構成される公共施設

図書館

コミュニティ施設(集会室等)

救護所メモリアルコーナー

軽食・休憩コーナー

3) 公共施設の管理者の名称

長崎市長 伊藤 一長

4) 事業目的

長崎市はこれまで、図書センターを中心に図書ネットワークサービスを行ってきたが、地方分権社会・生涯学習社会の進展など時代の要請に対し、将来の発展につながる図書館として、施設・機能・サービスによる十分な対応がより強く求められる状況になっている。

また、知的活動が多様化・高度化するなか、生活圏の拡大・情報化・国際化・高齢化など、社会が急速に変化しており、特に、新しい情報通信技術の開発・普及は、これまでのサービスの媒体・手法などにおいて見直しを迫る動きにあり、この動きに対しても十分な対応が必要となっている。

本事業は、このような社会変化に対応し、将来世代を通じて、市民が利用しやすく、魅力ある図書館整備を図り、豊かなサービスを提供できる空間、機能を創っていくことを目的とする。

5) 事業の範囲

(仮称)長崎市立図書館整備運営事業(以下「本事業」という。)は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づき、選定事業者が新たに図書館、コミュニティ施設、救護所メモリアルコーナー、軽食・休憩コーナー(以下「図書館等施設」という。)を設計・建設し、竣工後施設を市に引渡しの上、これら施設の維持管理業務並びに運營業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務範囲を超える運營業務については、従来通り長崎市(以下「市」という。)が行う。

対象となる事業の範囲は、次のとおりとする。(具体的な業務の範囲及び内容については、別添資料2(仮称)長崎市立図書館整備運営事業 設計・建設業務要求水準書(案)、別添資料3 維持管理業務要求水準書(案)、及び別添資料4 図書館運営業務要求水準書(案)(以下「業務要求水準書(案)」という)に示す)。

ア 設計・建設業務

設計業務
建設・施工監理業務

イ 施設維持管理業務

建築物保守管理業務
建築設備保守管理業務
備品・什器等保守管理業務
植栽・外構保守管理業務
清掃業務
環境衛生管理業務
駐車場管理業務
警備業務

ウ 図書館運営業務

開館準備業務の一部
総括業務の一部
サービスの業務の一部
情報資料整備業務の一部
図書館ネットワーク業務の一部
公民館等図書室業務の一部
図書館情報システム業務

エ その他の業務

軽食・休憩コーナー運営業務
市への施設引渡し(竣工後)

6) 選定事業者の収入

ア 市が支払うサービス料

選定事業者が施設の設計、建設、維持管理、一部運営(但し、軽食・休憩コーナーの運営を除く)、図書館情報システム整備、保守管理等を行うことの対価として、市は契約条項に定めるサービス料を支払う。

サービス料の構成、支払方法等については、「添付資料2 サービス料の支払について」に示す。

イ 選定事業者の収入

軽食・休憩コーナーの運営は選定事業者が当該収益により独立採算で実施するものであり、その収入は直接選定事業者の収入となる。

7) 事業方式

選定事業者が図書館等施設を設計・建設し、竣工後施設を市に引渡しの上、維持管理業務及び運営業務の一部を遂行する方式（BTO（Build, Transfer and Operate）方式）を想定している。

8) 事業期間

事業期間は、設計期間、建設期間、図書館等準備期間と、維持管理・運営を開始した日から15年間とする。

9) 事業スケジュール

ア 事業期間

設計・建設期間	平成17年(2005年)6月～平成19年(2007年)9月
図書館等準備期間	平成17年(2005年)7月～平成19年(2007年)12月
開業	平成20年(2008年)1月（予定）
維持管理・運営期間	平成20年(2008年)1月～平成34年(2022年)12月

イ 契約等の締結

仮契約	平成17年(2005年)4月（予定）
本契約	平成17年(2005年)6月（予定）

10) 事業に必要と想定される根拠法令等

図書館法

著作権法

建築基準法

都市計画法

消防法

高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

労働安全衛生法

下水道法

水道法

電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令

水質汚濁防止法

大気汚染防止法

騒音規制法

振動規制法

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係法令及び市条例等についても遵守のこと。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

本事業について、かかる業務の質が担保され、かつ市民サービスの向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I (Private Finance Initiative) の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ 事業者に移転されるリスクの検討
- ウ P F I 事業として実施することの定性的評価
- エ 上記ア～ウを見込んだV F M (Value for Money) の検討による総合的評価

3) 選定結果の公表方法

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、V F M評価を明らかにした上で、公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、サービスの対価の額をはじめ、設計能力、建設能力、維持管理能力、運営能力、資金調達能力、地域の経済への貢献並びに地域の人材の活用等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札を採用することとする。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

日 程 (予 定)	内 容
平成 16 年 (2004 年) 7 月	実施方針等の公表 / 説明会
平成 16 年 (2004 年) 7 月	実施方針等に関する質問受付
8 月	実施方針等に関する質問回答公表 実施方針等に対する意見招請受付 意見等に対するヒアリング
平成 16 年 (2004 年) 9 月	特定事業の選定
平成 16 年 (2004 年) 10 月	入札公告 入札説明書等に関する質問受付
平成 16 年 (2004 年) 11 月	入札説明書等に関する質問回答公表 参加表明、資格確認申請の受付 資格確認通知の発送
平成 17 年 (2005 年) 1 月	提案書の受付
平成 17 年 (2005 年) 3 月	落札者の選定
平成 17 年 (2005 年) 4 月	仮契約
平成 17 年 (2005 年) 6 月	選定事業者の公示 選定事業者との本契約

(3) 応募手続き等 (P. 7の「(2) 選定の手順及びスケジュール」を参照)

1) 実施方針等の公表/説明会 ()

本事業に対する事業者の参入促進に向け、実施方針等(本編及び別添資料)に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について市の考え方を提示する。なお、実施方針等は閲覧に供するものとする。

説明会、実施方針等の閲覧についての詳細は、下記に記載する。

<説明会>

ア 日時及び場所

開催日時 平成16年7月6日(火) 14時～15時

開催場所 会場・住所

長崎市男女共同参画推進センター 研修室1・研修室2
長崎市魚の町5-1(長崎市市民会館1階)

イ 当日連絡先 担当課・連絡先

長崎市教育委員会生涯学習課

電話 095-825-1400

参加を希望される方(事前申込は必要なし)は、本事業担当ホムペアドレスから実施方針、要求水準書(案)、添付資料をダウンロードしてご持参ください。(現地集合・現地解散を基本とする)

駐車場に限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

<実施方針等の閲覧>

閲覧日時 平成16年7月2日(金)～7月13日(火)

閲覧時間 9時～12時、及び13時～17時

閲覧場所 長崎市教育委員会生涯学習課 長崎市魚の町5-1

なお、実施方針等は、インターネットでも閲覧できる。

(本事業担当ホムペアドレス)

<http://www.lib.nagasaki-city.ed.jp/tosyokan/pfi.htm>

2) 実施方針等に関する質問受付 () **実施方針等に関する質問回答公表** ()

実施方針等に記載の内容に関して質疑応答を以下の要領にて行う。

<実施方針等に関する質問の提出>

ア 受付期間 平成16年7月3日(土)～7月13日(火)

イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1)に記入の上、

電子メ - ルでのファイル添付もしくは、フロッピ - の郵送
(印刷物も添付)にて提出のこと。

(ファイル形式はMicrosoft Excel のこと)

あて先：〒852-8023
長崎市若草町 9 番 5 号
長崎市教育委員会 図書センター
電子メールアドレス tosyo@city.nagasaki.lg.jp

- ウ 回 答 平成 16 年 8 月 6 日 (金) までにインターネットおよび閲覧
にて回答を行う。
(担当ホ - ムページ)

<http://www.lib.nagasaki-city.ed.jp/tosyokan/pfi.htm>

< 実施方針等に関する質問回答の閲覧 >

実施方針等に関する質問回答を次のとおり閲覧に供する。

- ア 閲覧期間 平成 16 年 8 月 6 日 (金) ~ 8 月 10 日 (火)
イ 閲覧時間 9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時
ウ 閲覧場所 長崎市教育委員会生涯学習課 長崎市魚の町 5-1

3) 実施方針等に対する意見招請受付 ()、意見等に対するヒアリング ()

実施方針等に対する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

- ア 受付期間 平成 16 年 8 月 6 日 (金) ~ 8 月 13 日 (金)
イ 提出方法 実施方針等について意見・具体的提案がある場合は、その内
容を意見書 (様式 2) に記入の上、電子メ - ルでのファイル
添付もしくは、フロッピ - の郵送 (印刷物も添付) にて提出
のこと。

(ファイル形式は Microsoft Excel のこと)

あて先：〒852-8023
長崎市若草町 9 番 5 号
長崎市教育委員会 図書センター
電子メールアドレス tosyo@city.nagasaki.lg.jp

- ウ 公 表 提出のあった意見・提案は、原則として公開・公表しない。
エ ヒアリング 事業者等から提出のあった意見・提案等のうち、市が必要
と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことも

予定している。

4) 特定事業の選定 ()

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

5) 入札公告 ()

実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等(入札説明書、設計・建設業務要求水準書、維持管理業務要求水準書、図書館運営業務要求水準書、事業者選定基準、様式集、契約書(案)等)を公表する。

6) 入札説明書等に関する質問受付 () 入札説明書等に関する質問回答公表 ()

入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書にて提示する。

7) 参加表明、資格確認申請の受付 () 資格確認通知の発送 ()

応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

8) 提案書の受付 ()

資格審査通過者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うこともあり得る。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

9) 落札者の選定 ()

提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知する。
審査結果は、PFI法に基づき公表する。

10) 仮契約 () 選定事業者の公示 () 選定事業者との本契約 ()

仮契約は落札者が設立する特別目的会社(SPC)と締結する。仮契約を締結した時点で、正式に当該SPCを選定事業者と決定する。

選定事業者との本契約は議会の議決を経た後、締結する。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

応募者は、一者または複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表者を定める。

応募者は、契約締結時までに本事業を実施する特別目的会社（SPC）を設立するものとし、グループで応募した場合の代表者及び構成員は、SPCへの出資を行い、またSPCから直接に業務を委託し、又は請負うものとする。

本事業の対象となる業務を担う者のうち、少なくとも、建設業務を担う主たる者、及び図書館運営業務のうち総括業務、サービスの業務、情報資料等整備業務を担う者は、応募者の構成員とする。

応募者の構成員以外の者で、SPCから直接業務を委託し、又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書に協力企業として明記すること。

本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。

応募者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。

一応募者の構成員は、他の応募者の構成員及び協力企業にはなれない。

応募者の構成員又は協力企業のうち、一者以上は必ず、長崎市の区域内に主たる事務所（本店等）（以下「地元企業」という。）を有する者であること。

2) 応募者の参加資格要件

応募するためには、応募者の構成員は、各業務における平成 15・16 年度長崎市（建設工事等・物品等）入札参加資格者名簿に登録され、かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとし、また応募者の構成員及び協力企業は、以下の資格要件を満たしていなければならない。

建設業務を行う企業

- ・建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく、建設工事業に係る特定建設業の許可を受けており、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート、電気工事、管工事、水道施工工事を担うものは、平成 15・16 年度長崎市建設工事等入札参加資格者名簿において各工種の A ランクの資格を有していること。
- ・過去 10 年以内に同規模以上の公共施設の建設の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

設計業務を行う企業

- ・建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・過去 10 年以内に公共施設の基本設計又は実施設計の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

* 平成 15・16 年度長崎市物品等入札参加資格者名簿の登録受付は、平成 16 年 9 月末日までに長崎市契約課にて手続きを取ること。ただし、設計・建設の受付は行わない。

3) 構成員並びに協力企業の制限

以下に該当する者は、応募者またはその構成員並びに協力企業になれないものとする。

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。

長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び市の建設工事暴力団対策要綱（昭和 63 年 4 月 1 日施行）の規定による指名停止措置の期間中である者。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、市名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

本事業の業務に関わっている者。

本事業のアドバイザー業務に関わっている者は（財）日本経済研究所、（株）伊藤喜三郎建築研究所、三井安田法律事務所である。

最近 1 年間の長崎市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

(5) 審査及び選定に関する事項

1) 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者等で構成する（仮称）長崎市立図書館整備運営事業 P F I 審査会（以下「審査会」という。）にて行うものとし、審査会のメンバー及び審査会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。

審査会において、整備計画、維持管理計画、運営計画、資金計画、地元企業参入度合い等の各面から総合的に提案書の審査を行い、落札者を選定する。

審査会において、落札者を選定するまでの間に、応募者の構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

提案審査

入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づき、入札価格並びに整備計画、維持管理計画、運営計画及び資金計画、地元企業参入度合い等を総合的に審査する。

3) 落札者の選定

市は、審査会における優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

ただし、落札者のうち、SPCに出資を行う企業等に本契約締結前に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、その落札者を失格とする。

(6) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は記者発表及び(仮称)長崎市立図書館整備運営事業担当ホムペ等を通じて公表する。

(7) 提出書類の取扱い

1) 著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用しない。なお、本提案書は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料 1 リスク分担表(案)によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、業務要求水準書(案)に提示する。

(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、入札説明書と併せて公表する契約書(案)に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

(4) 市による事業の実施状況の監視

1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準書(案)に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

2) モニタリングの時期

基本設計・実施設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。

施設供用開始後（維持管理・運営段階）

市は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

4) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、市の負担とする。

5) サービス料の増減額等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が維持されていない場合は、サービス料の減額等の対象となる。

なお、利用者数の増加等に応じてサービス料を増加することも想定している。

増減額の考え方については、入札説明書にて提示する。

4. 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の概要

施設概要	図書館専有面積部分	8,000	m ² 程度
	コミュニティ施設	500	m ² 程度(二つの施設をあわせた面積)
	救護所メモリアルコーナー		
	地下駐車場	2,700	m ² 程度(60台以上)
	建築面積	2,700	m ² 程度
所蔵能力	開架所蔵能力	250,000冊	程度
	閉架所蔵能力	550,000冊	程度
運営概要	開館時間	おおむね1日10時間開けておくこと	
	開館日数	300日以上	
	開館当初蔵書冊数	開架	250,000冊

その他、施設コンセプト、機能等は、別添資料2 設計・建設業務要求水準書(案)を参照すること。

(2) 施設の立地条件

所在地等	長崎県長崎市興善町1-1 旧長崎市新興善小学校跡地		
敷地概要	敷地面積：	5,887	m ²
	用途地域：	商業地域	
	建ぺい率：	80%	
	容積率：	600%	
	防火指定：	準防火地域一部防火地域	
周辺状況	計画地は長崎市中心部に位置し、長崎駅より南東に500m離れた国道34号線沿いにある。周辺は市街地化されており、オフィス、店舗、マンションが立ち並んでいる。敷地前にはバス停があり、交通のアクセスは大変良い。国道34号線は交通量が多くにぎやかであるが、敷地北東に隣接する興善町金屋町1号線、北西側に隣接する五島町桜町1号線は交通量も少なく静かな雰囲気となっている。		

その他の立地条件は、別添資料2 設計・建設業務要求水準書(案)を参照すること。

(3) 土地に関する事項

土地は、市所有地である。

本敷地では、平成 16 年 7 月から平成 17 年 3 月まで埋蔵物の発掘調査を実施する予定である。埋蔵物が発掘された場合は、事業開始が遅れる可能性がある。

なお、平成 16 年 6 月から平成 19 年 3 月までの期間、本敷地の南側に、消防局仮設庁舎（プレハブ 2 棟 = 事務所：2 階 1,000 m²、車庫：平屋 500 m²）が仮設、平成 19 年 7 月までに解体される予定である。

5. 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

市は契約書の定めに従い選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書にて規定する。

その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書中に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

融資機関（融資団）と市との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、選定事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と市で協議を行う。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

（1）法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

（2）財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI法第16条に基づき施設・設備の整備に対する国庫及び県の補助金の支給が実施される場合には、これを選定事業者が負担する施設・設備整備費用の一部に充当する。また、市及び選定事業者は共に当該補助金を受けられるよう努め、実施が決定した場合には協力・連帯して申請手続き・報告等を行う。

選定事業者に対して市としては補助金・出資の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。

その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成 16 年(2004 年)市議会 9 月定例会に提出予定。

P F I 契約に関する議案を平成 17 年(2005 年)市議会 6 月定例会に提出予定。

(2) 情報公開及び情報提供

「長崎市情報公開条例」に基づき情報公開を行う。

情報提供は、適宜、記者発表及びインタ - ネット等を通じて行う。

(3) 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

長崎市 教育委員会 図書センター

住 所：〒852-8023

長崎市若草町 9 番 5 号

電 話： 095-847-9877

F A X： 095-849-5919